

いなべ市農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年12月8日

いなべ市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市では、稲作を基幹作物として、小麦、大豆などの水田農業を中心とした経営が行われているが、他地域との競争激化や国際化など農業を取り巻く環境が厳しくなっている。こうした状況の中、地域の特性を活かした新たな対応が求められている。また、本市の大部分が中山間地域であることから、有害鳥獣による農作物の被害が市全域に及び、その被害は年々増加傾向にあり、遊休農地の増加が懸念されている。そのため、農業委員会としては、遊休農地の発生防止及び解消、担い手への農地利用の集積及び集約化など、農地利用の最適化に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のことから、地域の強みを活かしながら、活力ある農業及び農村を築くため、法第6条第2項及び同法第7条第1項に基づき、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、いなべ市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付け27 経営第2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止及び解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	2,982ha	3.2ha	0%
3年後の目標 (平成32年3月)	2,980ha	3.2ha	0%
7年後の目標 (平成36年3月)	2,975ha	3.2ha	0%

(2) 遊休農地の発生防止及び解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員及び推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1

項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議及び検討し、これらの徹底を図る。それぞれの調査時期については、農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）を基本とし、適切な時期に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査及び利用意向調査の結果については、速やかに農地情報公開システム（全国農地ナビ）に反映させ、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続を行う。

ウ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、国の新たな制度を活用し農地の有効利用に努める。

エ 非農地の判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積及び集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	2,982ha	1,372ha	46%
3年後の目標 (平成32年3月)	2,980ha	1,400ha	47%
7年後の目標 (平成36年3月)	2,975ha	1,450ha	49%

(2) 担い手への農地利用の集積及び集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構及び三重北農業協同組合等と連携し、出し手と受け手の意向を踏まえた利用集積を推進する。

イ 農地の利用調整と利用権設定等について

担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の継続を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人又は法人）
現 状 (平成29年3月)	1
3年後の目標 (平成32年3月)	1
7年後の目標 (平成36年3月)	1

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

県、市、県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

イ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を利用した、企業参入の推進に努める。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、新規参入者を将来の担い手として育てる役割を担う。